

山形銀行 定期積金規定

1. (積金契約の成立)

当行所定の定期積金申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該積金に係る契約が成立するものとします。

2. (掛金の払込み)

- (1) この積金は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは、必ずこの証書を持参してください。
- (2) この積金は、自動振替の方法により払込むことができます。この場合、振替日、引落指定預金口座等は、当行所定の書面により当店に届けてください。なお、自動振替の取扱いは、後記の自動振替規定によります。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の利回りに準じて遅延利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) この積金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (3) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算します。
 - ② 当行が第2項にもつぎ満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算します。
 - ③ 前各号の期間に応じた計算は、つぎのとおりとします。
 - A 初回払込日から期間が12か月未満のもの。 解約日における普通預金利率
 - B 初回払込日から期間が12か月以上のもの。 証書記載の利回り×60% (小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
 - ④ この計算の単位は1円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回りに準じて計算します。
- (2) 先払日数に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日後の利率)

満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により計算した利息を支払います。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第10条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの積金の申込をお断りするものとします。

9. (取引の制限)

- (1) 当行は、積金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金者から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、解約等の本規定にもつづく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金者の回答、具体的な取引の内容、積金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、解約等の本規定にもつづく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を有せず本邦に居住する積金者は、当行の求めに応じ、適法な留資格・在留期間を保有している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該積金者から届け出のあった在留期間を超過した場合、解約等の本規定にもつづく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、積金者からの説明等にもつづく、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

10. (解約)

- (1) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当行本支店に提出してください。
- (2) この解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この積金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金の積金者が第14条第1項に違反した場合
 - ③ この積金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 第9条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑤ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金を停止し、または積金者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 積金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 積金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為

- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (届出事項の変更、証書の再発行、成年後見人等の届出等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面・電話等によって当行本店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) この証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただくことがあります。
- (5) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定にしたがうものとします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行本店に届出てください。また、積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合にも同様に届け出てください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行本店に届出てください。
 - ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二号と同様に当行本店に届出てください。
 - ④ 前三号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行本店に届出てください。
 - ⑤ 前四号の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金債権および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における積金者からの相殺)

- (1) 第3条にかかわらず、この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものと、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をしてこの積金証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の給付補填金の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、約定の利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この積金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が積金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が積金者等に到着した場合または当該通知を発送した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限り、
 - ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 契約期間、計算期間の末日
 - ② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この積金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ③ この積金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

18. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この積金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この積金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知すること

により、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

<自動振替規定>

- 振替日には、指定預金口座から指定金額を自動的に引落し、この積金へ払込みます。
この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
- 振替日当日が休日の場合は、翌営業日に振替えます。
- 振替日から当行所定の日までに指定預金口座の残高が引落額に満たない場合には、通知することなくその月の自動振替はしません。
- 振替日、指定預金口座等を変更する場合は、当行所定の書面によって申出てください。
- 指定預金口座が解約された場合は、この自動振替契約は終了したものと取扱いします。
- この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。

以上

盗難通帳・証書による預金の払戻し被害補償の取扱いに関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- この特約は、盗難された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱いについて定め、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとします。
- この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。
- この特約は個人のお客さまに適用され、法人のお客さまには適用されません。

2. (盗難通帳等による不正な預金払戻し等)

- 盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - 当該払戻しが本人の重大な過失により行われたこと
 - 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- 当行が当該預金について本人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、本人が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗難された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して本人が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (規定の変更)

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)